

安心①安全な毎日のために 防犯編

庄原警察署 80824-72-0110

依然多い身に覚えのない不当請求

一昨年以來、使ってもいないアダルトサイトの架空請求や、クレジット会社から債権を譲り受けたと偽って、はがきや封書、電子メールなどで突然覚えのない未納料金

を請求されたという相談が続いています。

架空請求の書面には、最終通知または支払わない場合は強制回収、自宅や職場を訪問するなど不安をあおる内容や、中には脅しのような内容になつており、請求金額も支払いが可能な額のものが多いようです。

そのため、「支払わなければ大変なことになるかもしれない」「小額だから」といつて指定された預金口座に振り込み、被害に遭うケースも少なくありません。しかし、支払うことは新たなトラブルのもとです。身に覚えのない不当な請求に対しては、次のようなことを心掛けましょう。

利用していないければ支払わない

無視することが一番です。一度でも支払うと、脅せば金を出すと思われ、その情報

業者間で流れる可能性があります。

氏名や住所などの個人情報教えない

新たな個人情報を知られると、別の手段で請求してくることが予想されます。

判断に迷った場合は警察などに相談する

架空請求の手口は多種多様になつています。不安な場合には、一人で判断せずに家族などに相談するか、請求のはがきや文書を持つて最寄りの交番・駐在所や警察署に相談しましょう。



運転中は安全確認を確実にし、「ながら運転」をやめましょう！

交通事故の形態では出会い頭や追突が多く、見通しの悪い交差点等での安全確認の不徹底や窓外の景色に見とれる、あるいはエアコンやオーディオなどの操作に気を奪われて前方注視を怠ったことが主な原因です。運転中は周囲の安全確認や前方注視の徹底をお願いします。

歩行者や自転車利用者の方はドライバースーツを着よう！

日暮れが徐々に早まり、いわゆる薄暮時間帯が長くなります。歩行者や自転車利用者の方は、反射材や明るい色の服装の着用を心掛けて、ドライバースーツから早く発見されるようにしましょう。例年、薄暮時間帯の暗い場所での交通事故が発生しています。ドライバースーツの方は、早めのライト点灯に努めてください。

秋の全国交通安全運動

全国交通安全運動が、9月21日(木)から30日(土)までの間、高齢者の交通事故防止、夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止、後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を重点に実施されます。運動期間中は、管内各地でイベントが行われます。市民の皆さんの積極的な参加をお願いします。

■身近な犯罪の発生状況(庄原警察署管内)

各年1月～7月末(単位:件)

年	犯罪	乗り物盗	街頭犯罪	侵入窃盗	性犯罪	その他	総合計
平成15年		31	82	23	1	68	205
16年		14	37	40	1	84	176
17年		18	32	38	0	55	143
18年		7	42	36	0	59	144